

■目的

物価高騰や人手不足等の影響により厳しい経営状況に置かれている市内中小企業等に日野市中小企業等賃上げ促進支援金を支給することにより、中小企業等の賃上げを促進し、人材の定着を図る。

※国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

■対象

支援金支給の対象者は、以下の要件を全て備えているもの。

- (1) 中小企業等(※1)であって、統計法(平成 19 年法律第 53 号)第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に定める建設業及び製造業並びに運輸業、郵便業に属する事業を行っていること。
- (2) 市内の事業所等に常時使用する従業員(※2)を1人以上雇用していること。
- (3) 市内の事業所等で常時使用する従業員のうち1人以上の従業員について、基本給単価(※3)の賃上げ率(※4)が引上げ月の前月と比較して 1.5%以上であること。
- (4) 前号の規定による賃上げ率の引き上げを令和7年4月1日から令和8年8月 31 日までの間に行うこと。
- (5) 前号の規定により賃金を引き上げた常時使用する従業員に対して、引上げ後の賃金支給実績が最低1カ月以上あること。
- (6) 従業員に対して支給した賃金が、当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を下回っていないこと。
- (7) 支援金の支給申請時に納期が到来している市税を滞納していないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に定める営業を行っていないこと。
- (9) 東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)及び日野市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 29 号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (10) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)等に基づく再生又は更生手続を行っている者でないこと。
- (11) 営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、支援金を支給することが適当でないと市長が認める者でないこと。

※1 中小企業等 市内に本社又は事業所(以下「事業所等」という。)を有する中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び市内に事業所を有する個人事業主をいう。

※2 常時使用する従業員 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 20 条の規定に基づくあらかじめ解雇の予告を必要とする者であって、かつ、週 20 時間以上の勤務を常態とする雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険の被保険者であり、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

ア 会社役員又は個人事業主

イ 日々雇い入れられる者

ウ 2 カ月以内の期間を定めて使用される者

エ 季節的業務に 4 カ月以内の期間を定めて使用される者

※3 基本給単価 中小企業等が雇用する従業員に対し支払うべき基本給(労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。)を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。

※4 賃上げ率 引上げ前後の基本給単価の差額を引上げ前の基本給単価の額で除して算定したものをいう。

■支給額

上限:1 事業者当たり 250 万円

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの間において、市内の事業所等で常時使用する従業員の賃上げ率が引上げ月の前月と比較して

2.5%以上の場合	1 人当たり最大 7 万円(対象となる従業員 20 人目以降は 1 人当たり最大 5 万円)
1.5%以上 2.5%未満の場合	1 人当たり最大 4 万円(対象となる従業員 20 人目以降は 1 人当たり最大 3 万円)

■支給申請

申請受付は令和 8 年 10 月頃から、フォームでの申請を予定。

※支給申請は、1 事業者につき 1 回限り

- (1) 日野市中小企業等賃上げ促進支援金支給申請書兼請求書(第1号様式)
- (2) 支給対象従業員一覧(第2号様式)
- (3) 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- (4) 賃金台帳の写し(賃金改定月及び賃金改定月の前月分)
- (5) (法人の場合)履歴事項全部証明書(3カ月以内のもの)(写し可)
- (6) (個人事業主の場合)個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (7) 誓約書(第3号様式)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

■その他

1. 業種について

日本標準産業分類に基づき申請。日本標準産業分類は、大分類(アルファベット)、中分類(数字 2 桁)、小分類(数字 3 桁)、細分類(数字 4 桁)の 4 つの段階に分かれており、申請時には細分類(数字 4 桁)と項目名の記載が必要。1 つの事業所で複数の経済活動を行っている場合は、主要な活動(例えば、利益や売上高などの最も大きいもの)によって決定(総務省ホームページより)。

2. 引上げ後の賃金支給について

令和7年4月1日から令和8年8月31日までの間に賃金の引き上げを行っており、賃金を引き上げた常時使

用する従業員に対して、引上げ後の賃金支給実績が最低1カ月以上あることが条件。

従業員への支給については、本支援金の申請までに完了していることが必須。

3. 賃上げ率について

本支援金では、引上げ前後の基本給単価の差額を引上げ前の基本給単価の額で除して算定したものを賃上げ率と定義。

例:令和 8 年 4 月 1 日に賃金引上げ、引上げ前(3 月まで)は基本給単価250,000円、引上げ後(4 月)は256,250円

賃上げ率=(256,250円-250,000円)÷250,000円×100=2.5%

4. 支給額の計算について

賃上げ率が引上げ月の前月と比較して 2.5%以上の場合と、1.5%以上 2.5%未満の場合の従業員について各々計算。

例①:2.5%以上が 10 人、1.5%以上 2.5%未満が 15人

(10 人×7 万円)+(15 人×4 万円)=130万円→申請額は 130 万円

例②:2.5%以上が30人、1.5%以上 2.5%未満が20人

{(19人×7 万円)+(11人×5 万円)}+{(19人×4 万円)+(1人×3万円)}=267万円→上限を超えているため、申請額は 250 万円

5. スケジュールについて(予定)

令和 8 年 9 月～ コールセンター開設

令和 8 年 10月頃～令和 9 年 1 月 31 日 申請期間 ※予算に到達次第、締め切り

6. その他

本支援金の効果検証のため、事業実施後(令和 9 年度を予定)に申請事業者へアンケートを実施予定。

支援金ホームページ(日野市ホームページ)

<https://www.city.hino.lg.jp/sangyo/1020464/1031314.html>



問い合わせ

日野市産業スポーツ部産業振興課

電話:042-514-8437

メール:sangyo@city.hino.lg.jp